

情報提供施策の総合的な推進に関する要綱

(平成 11 年 3 月 26 日制定)

(目的)

第 1 この要綱は、情報公開条例（平成 10 年条例第 49 号。以下「条例」という。）第 25 条に規定する情報の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本方針を定めることにより、知事が保有する情報（以下「知事保有情報」という。）を条例に基づく開示請求を待つことなく、県民にこれを公表し、又は提供するために必要な事項を定めることにより、もって開かれた県政を推進することを目的とする。

(定義)

第 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報の公表 知事保有情報を公表する責務を課すことにより、県民の利用に供することをいう。
- (2) 情報の提供 知事保有情報を任意に県民の利用に供することをいう。
- (3) 行政情報センター等 行政情報センター及び行政情報サブセンター（行政情報サブセンター地域窓口を除く。）をいう。

(情報の公表)

第 3 知事は、次に掲げる事項に関する知事保有情報のうち、条例第 7 条第 1 項各号に規定するものを除き、これを県民に公表するものとする。

- (1) 県の長期計画その他の県の重要な基本計画及びこれらに係る中間段階の案
- (2) 庁議における決定事項
- (3) 審議会等の附属機関及びこれに類するものの会議の公開並びに会議資料及び会議録
- (4) 県の重点事業及びこれに類するものの進捗状況
- (5) その他知事が特に必要と認める事項

2 情報の公表は、前項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号に掲げる事項については情報の発生の都度速やかに、第 4 号に掲げる事項については年 1 回以上定期的に、次に掲げる方法のうち効果的なものにより行うものとする。

- (1) 県の発行する広報紙又は広報誌への掲載
- (2) 行政情報センター等における供覧
- (3) 印刷物の配布又は有償刊行物（電磁的記録を含む。）の頒布
- (4) インターネットへの掲載
- (5) その他知事が適当と認めるもの

3 第 1 項第 3 号に規定する審議会等の附属機関及びこれに類するものの会議の公開については、別に定めるところによる。

(情報の提供)

第 4 知事は、次に掲げる事項その他の県政に関する知事保有情報の提供に努めるものとする。

- (1) 第 3 の規定に基づき公表した事項に関し、さらに周知が必要なもの
- (2) 県議会定例会等における知事発言等県の施政方針
- (3) 環境、保健衛生、防災等県民生活の安全と密接な関係があるもの
- (4) 県の予算に関するもの
- (5) 県の組織並びに県の職員の定数及び給与に関するもの
- (6) 地域開発及び重要な施設整備に関するもの

- (7) 県民の意識、生活実態等に関する調査結果に関するもの
- (8) 県の保有する研究及び技術（特許権等に係るものを除く。）並びに統計に関する資料
- (9) 県が行う試験、行事に関する事項

2 情報の提供は、第3第2項に規定する方法のうち効果的なものにより行うものとする。

（公表又は提供する情報の充実）

第5 情報の公表及び情報の提供に当たっては、情報の正確性の確保及び内容の充実を図るとともに、県民にわかりやすいものとするよう努めるものとする。

（行政情報センター等における供覧）

第6 知事は、知事保有情報を行政情報センター又は行政情報サブセンター（行政情報サブセンター地域窓口を除く。）のいずれかの窓口で閲覧に供するものとする。

2 行政情報センター等における供覧期間は、原則として、情報の公表又は情報の提供を開始したときから1年とする。

（県民への周知）

第7 知事は、この要綱の規定に基づき県民に公表又は提供した情報の一覧表を作成し、当該一覧表を行政情報センター等において閲覧に供するものとする。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。